

諫早市 新型コロナウイルス感染症対策 緊急資金融資のご案内

市内中小企業者等の経営の継続・再生・安定を支援するため緊急資金の融資を行います。
融資が実行された際には、保証料全額と利子額を融資を受けた日から3年間全額補給します。

対象者

- ・市内に住所を有していること。
- ・原則として、3月以上継続して市内で事業を営んでいること。
- ・中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号に該当することについて市長の認定を受けた者で、経営安定に支障を生じていること。
- ・市税等に滞納がないこと。

融資条件

- ・資金用途 運転資金
 - ・融資限度額 2,000万円以内
 - ・償還期間 10年以内（うち融資後2年以内据置可）元金均等月賦償還
 - ・利率 1.3%（3年間の利子を市が全額補給※）
 - ・保証料 セーフティーネット4号対象者 0.80%（市が全額補給※）
セーフティーネット5号対象者 0.75%（市が全額補給※）
 - ・申請先 市内金融機関
 - ・取扱期間 令和3年3月31日まで
- ※別途、保証料及び利子の補助金申請手続きが必要です。

申請方法

- ・申請書 新型コロナウイルス感染症対策緊急資金融資あっせん申込書
（市役所 商工観光課
または市公式ホームページでダウンロード）
- ・添付書類
（法人・個人共通） セーフティーネット認定書の写、市民税の完納証明書
（法人） 登記事項証明書、直近の決算報告書
（個人事業主） 住民票、直近の所得税申告書
国民健康保険料の完納証明書
※国民健康保険以外の人は、保険証の写し

手続きの流れ

- ①【事業者】市のホームページまたは市商工観光課で申請書を入手
- ②【事業者】申請書および添付書類を郵送または持参で提出
- ③【諫早市】申請書を審査・あっせん認定
- ④【事業者】市内金融機関に融資申込

【お問い合わせ先】

諫早市 商工観光課（市役所本館6階）

電話番号：0957-22-2647

住所：〒854-8601 諫早市東小路町7番1号